

大 桑 村 業 務 継 続 計 画

平成 31 年3月

大 桑 村

< 目 次 >

第1章 総 則	1
第1節 業務継続計画の目的と方針	3
第2節 地域防災計画と業務継続計画の関係	6
第2章 重要項目7要素	9
第1節 村長不在時の代行順位と参集体制	11
第2節 代替庁舎の特定	13
第3節 電気、水、食料等の確保	16
第4節 多様な通信手段の確保	17
第5節 重要な行政データのバックアップ	19
第6節 非常時優先業務	20
第1 総務課	23
第2 住民課	26
第3 福祉健康課	28
第4 産業振興課	30
第5 建設水道課	32
第6 教育委員会	34
第7 議会事務局	36
第8 会計室	37
第9 非常時優先業務従事時の安全確保等	38
第7節 受援体制の確保	39
第3章 資 料	42
第1節 緊急連絡先・主要施設	44
1－1. 防災関係機関の連絡先	44
1－2. 村内関係機関の連絡先	46
1－3. 公共施設の連絡先	47
1－4. 避難所の連絡先	48
1－5. 代替施設検討リスト	49
第2節 職員の参集・動員	50
2－1. 職員の参集ルール	50
2－2. 参集可能人員の分析	51
2－3. 参集フローチャート	55
2－4. 登庁途上の被害状況報告	56
第3節 避難所開設・運営	57
3－1. 避難所 開設準備チェックシート	57

3-2. 運営に関する基本事項.....	59
3-3. 避難所の状況連絡票.....	60
3-4. 食料・物資 配送依頼票.....	60
3-5. 食料・物資 管理票.....	62
3-6. 食料・物資 配送要望票.....	63
第4節 保健活動.....	64
4-1. 健康相談票.....	64
4-2. 災害時こころのチェックリスト.....	65
第5節 建物調査等.....	66
5-1. 建物被災状況チェックシート 木造等.....	66
5-2. 建物被災状況チェックシート コンクリート造等.....	67
5-3. 家屋被害認定調査票.....	68
第6節 被災者支援.....	69
6-1. り災証明書.....	69
6-2. 被災者台帳.....	71
6-3. 仮設住宅入居世帯調査票.....	72
第7節 被害想定.....	73

第 1 章 総 則

第1節 業務継続計画の目的と方針

1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、大規模な災害が発生し、行政自らが被災し、利用できる資源に制約がある状況下において「優先的に行う応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務等（非常時優先業務）」をあらかじめ特定し、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

2 策定の目的

本村における災害対策は、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害対策基本法第42条の規定に基づく「大桑村地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）を基本的かつ総合的な計画として、大規模な災害を想定し、災害予防から災害応急対策、災害復旧対策までの様々な取組みを定めている。

その一方で、本村は、住民に一番身近な基礎自治体として住民生活に密着した行政サービスを提供している。災害対応中であっても休止することが住民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められる。

大規模な災害の発生により、行政自身にも被害が発生し、庁舎機能の低下が余儀なくされる状況も想定される。本村が自らの責務を果たしていくためには、庁舎機能の継続性確保と業務の継続力向上に向けて適切に対応していくことが緊急の課題となる。

このような社会的背景を踏まえて、大規模な災害に対する対応力の向上を目的に、災害による影響によって行政機能が低下する場合であっても業務を継続し、早期復旧させるための事前対策として「大桑村業務継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

3 業務継続計画の対象となる業務

優先度の高い応急対策業務等（以下「災害対策業務」という。）に加えて、災害の影響により利用できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフライン等）が制約を受ける状況においても、継続する必要性の高い通常業務（以下「優先継続業務」という。）の2つの要素（以下「非常時優先業務」という。）を適切かつ迅速に実施していくことが求められる。

非常時優先業務の範囲

非常時優先業務	災害対策業務	地域防災計画で定めている応急対策業務、及び優先度の高い復旧・復興業務を「災害対策業務」とする。
	優先継続業務	通常業務のうち、災害による被害を受けた状況にあっても、住民の生命・身体・財産・経済活動等を守るための観点から継続が必要な行政サービスを「優先継続業務」とする。

4 基本方針

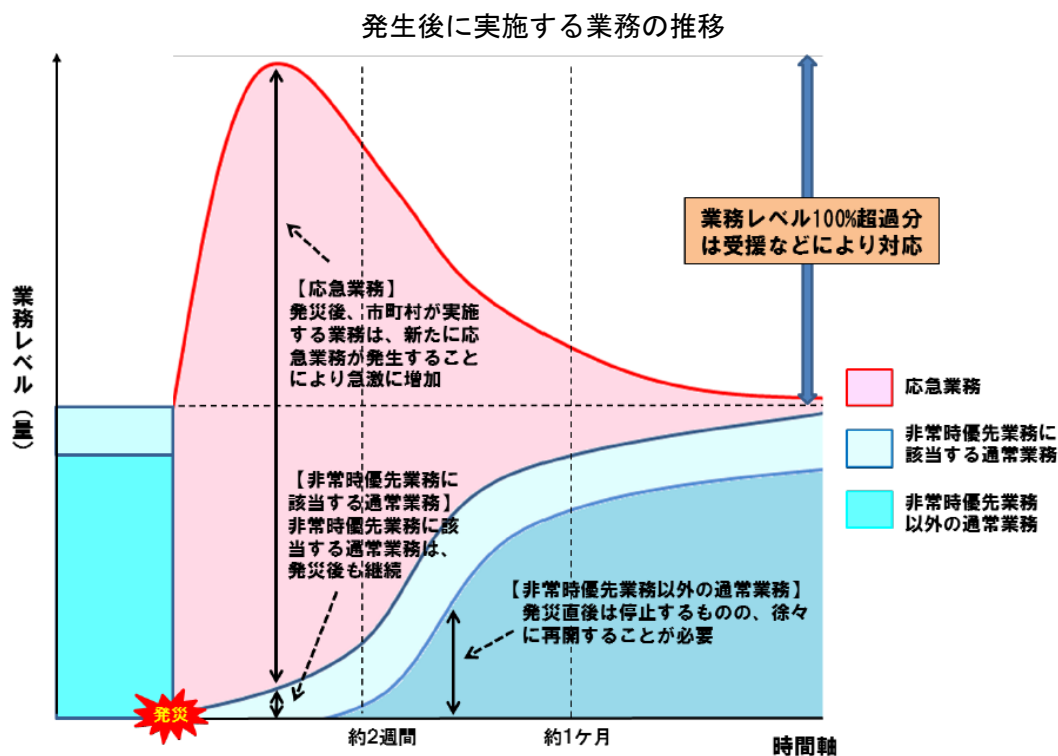
大規模な災害が発生した場合の業務継続に係る基本姿勢は、以下のとおりとする。

- (1) 大規模な災害が発生した際は、職員の安全を確保しつつ、住民の生命・身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることを最優先とし、災害対策業務を中心とした非常時優先業務の遂行に全力をあげる。このため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する。
- (2) 優先継続業務は、業務停止に伴う住民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務である。人（職員）や物（庁舎や資機材等）、情報、ライフライン等の資源が限られた状況にあっても業務を遂行するために、業務に着手すべき時期など明確な目標を持って業務に取り組むとともに、必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は横断的に調整する。
- (3) 業務継続体制を維持するため、災害発生後も村職員が必要な業務に円滑かつ迅速に従事できるよう、早期参集等による必要な人員の確保や庁舎、ライフライン等の資源確保に関する対策を計画的に講じておくとともに、業務継続に関わる訓練などを通して、本計画の周知・浸透を図る。

5 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施が可能となる。

大規模な災害時にあっても、「優先的に行う応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務等（非常時優先業務）」をあらかじめ特定することで、災害発生直後の混乱で役場が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。



資料：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）

6 業務継続計画の更新

この計画は、社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため、定期的かつ継続的に見直し・更新が行われなければならない。

特に次の事由が生じた場合は、見直し・更新を行うものとする。

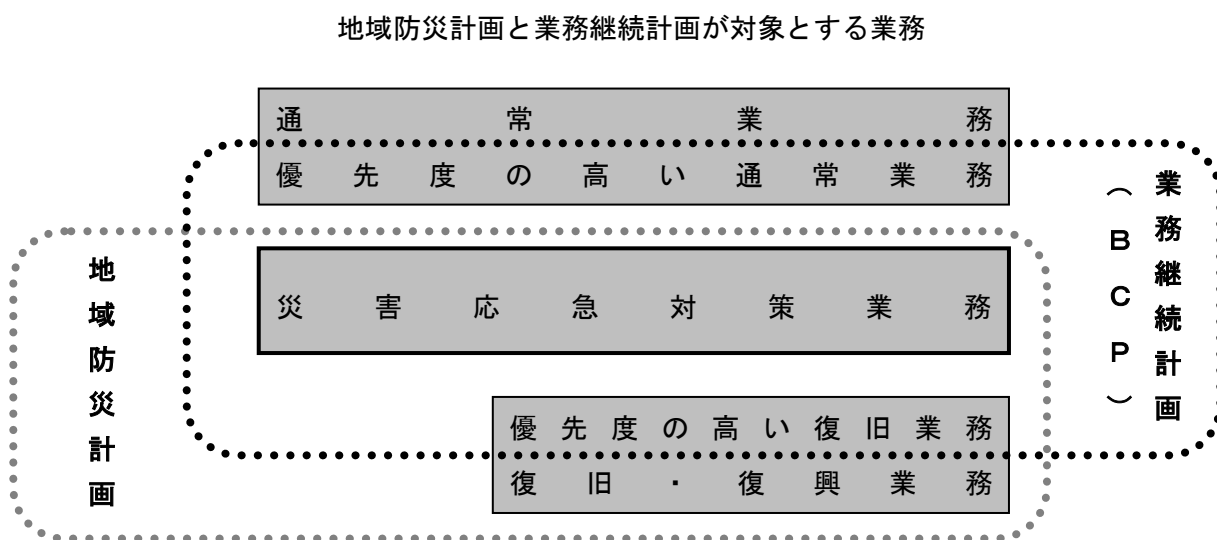
- (1) 本村の被害想定 of 更新時
- (2) 地域防災計画などの改定時
- (3) 事務事業の見直しや組織機構改編時の更新時
- (4) 計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時
- (5) 業務継続計画との整合を図るべき計画の策定又は改定時

第2節 地域防災計画と業務継続計画の関係

1 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画は、防災に関し、処理すべき業務などを定めるもので、職員が全員参集できることやライフラインが確保されているなど必要資源が被害にあわないことを前提とし、かつ通常業務については考慮していない。

一方、業務継続計画は、利用可能な必要資源に制約がある中での資源配分の合理化、業務継続の特定及び対策の実施などを主眼に置いており、災害時に必要な災害対策業務とともに、サービスを継続すべき必要性の高い通常業務を視野に、有限の資源を最適配分することで、結果的に地域防災計画をより実効性のあるものに補完するものである。



2 地域防災計画と業務継続計画が対象とする業務

地域防災計画は、村が実施すべき予防、応急、復旧、復興に至る業務を総合的に示す計画である。

一方、業務継続計画は、災害時に優先的に取組むべき重要業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ抽出し、制約された資源の効率的な投入体制を明確にすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保する計画である。

非常時優先業務は、「優先度の高い通常業務（優先継続業務）」、「応急対策業務・優先度の高い復旧業務（災害対策業務）」に分類する。このうち、災害対策業務は、地域防災計画でも扱う業務である。

地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
位置付け	災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有する計画	地域防災計画の細部計画及び通常業務復旧のための実行計画
対 象	・ 村 ・ 防災関係機関（県、地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関等） ・ 事業所 ・ 住民	・ 村
計画期間	予防～応急対策、復旧・復興	発災から1ヶ月間
視 点	・ 行政自体への被害は明確に想定されていない ・ 対応すべき対策をもれなく記載	・ 行政自体にも被害があることが前提 ・ 非常時優先業務を絞り込む ・ 業務の目標開始時期等をあらかじめ定める

第2章 重要項目7要素

第1節 村長不在時の代行順位と参集体制

1 村長不在時の代理順位及び職員の参集体制

(1) 災害対策本部長の職務代理者の順位

本部長（村長）に事故があるとき、又は村長が欠けたときの職務代理者は、次のとおりとする。非常時において円滑かつ迅速に職務を代行するため、事前に職務代理者と職務に関する確認を実施するよう努める。

第1順位	第2順位	第3順位
副村長	教育長	総務課長

(2) 配備体制基準と参集対象職員

配備基準		体制	参集対象職員
地震	震度3	事前体制	・総務課長 ・危機管理係長
	震度4	警戒体制	・各課課長補佐以上 ・総務、住民課所属係長 ・危機管理係
	震度5弱及び5強	非常体制	・各課係長以上
	震度6弱以上	緊急体制	・全職員
大雨 洪水等	・大雨注意報、暴風雪・大雪警報、大雨・洪水警報 ・危機管理係長が必要と認めたとき	事前体制	・総務課長 ・危機管理係長
	・事前体制以後、総務課長が必要と認めたとき	警戒体制	・各課課長補佐以上 ・総務、住民課所属係長 ・危機管理係
	・土砂災害警戒情報発令 ・警報発表、災害発生及び甚大な災害発生の恐れがあり、村長が必要と認めたとき ・噴火警報発表	非常体制	・各課係長以上
	・特別警報発表 ・大規模な災害となる恐れがあり、村長が必要と認めたとき	緊急体制	・全職員

2 業務継続計画の発動条件

本計画の発動要件は、大規模な災害の発生により、村災害対策本部が設置され、村域及び役場機能に甚大な被害が生じた場合、又は災害対策本部長（村長）の指示があった場合とする。

ただし、非常時優先業務のうち、初動対応に係るもの（例：災害対策本部の設置等）については、業務継続計画の発動を待つことなく自動的に開始する。

（１）発動権限者

村災害対策本部長（村長）とする。

本部長は、村本部会議において副本部長（副村長）、本部室長（総務課長）、及び各部長（各課長）の被害状況報告に基づき、業務継続計画の発動の可否について決定する。

なお、本部長（村長）の判断を仰うことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
副村長	教育長	総務課長

3 計画の発動期間

本計画の発動期間は、原則、発災後 1 ヶ月とする。

なお、被害状況を踏まえ、災害対策本部長（村長）の指示があった場合は、1 ヶ月以内での終結又は期間の延長を行う。

4 発動の解除

災害対策本部長（村長）は、村における業務資源の不足等に伴う支障が改善され、安定的な業務継続が可能な場合、業務継続計画の発動解除を宣言する。

ただし、解除の宣言前であっても応急対策業務の進捗状況に応じ、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとする。

5 業務継続計画の発動及び解除の周知

業務継続計画の発動又は解除を行った場合には、利用可能な通信手段を用い、職員に直ちに通知するとともに、県、関係機関等に通知する。

- | |
|---|
| ① 全職員（庁内放送、メール配信、電話等）
② 防災関係機関及び報道機関（電話等）
③ 住民への周知（報道機関の広報協力、防災行政無線、広報車、メール配信等） |
|---|

第2節 代替庁舎の特定

1 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎内に災害対策本部を設置する。

ただし、役場庁舎が被災した場合は、代替施設として、第3章「1－5．代替施設検討リスト」を候補地とする（災害の種類により判断すること）。

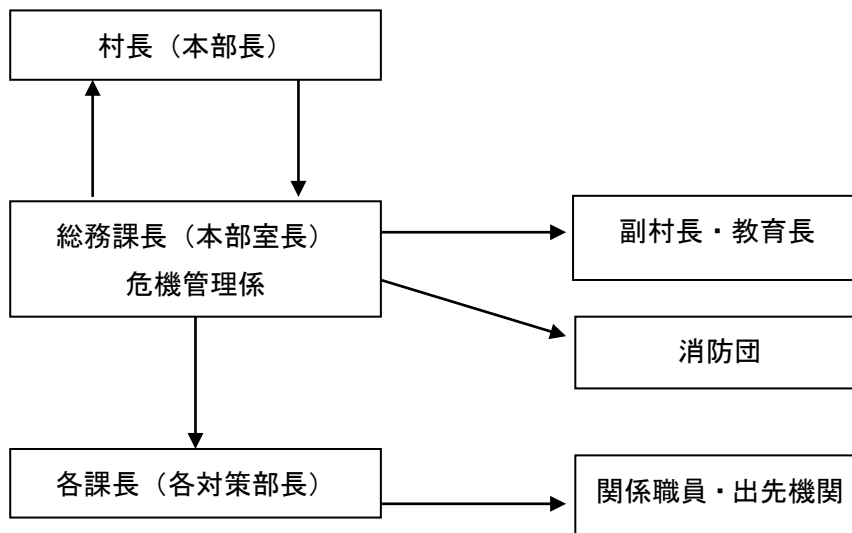
また、代替施設に関して、避難所との住み分けや、防災情報等の通信機器類の設置検討を行うなど防災業務を円滑かつ迅速に実施するための設備の強化に努める。

2 職員への配備指令

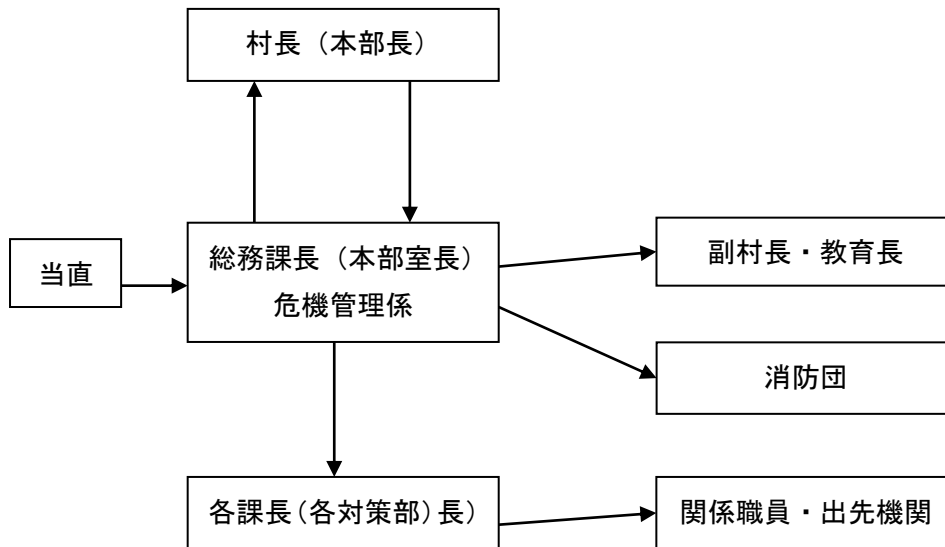
職員への配備指令及び関係職員への招集は次の通りに行う。配備決定に基づく関係職員への配備指令の伝達は、電話、庁内放送のほか、携帯電話、使徒のうち速やかに行える方法をとる。テレビやラジオによる災害情報や周囲の状況から被害甚大と判断されるとき、速やかに自主的に登庁する。職員は日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意しておく。

また、道路・鉄道の寸断等により、登庁できない場合は、最寄りの出先機関又は避難所等に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受ける。

平常勤務時＜勤務時間内＞



休日又は退庁時＜勤務時間外＞



3 災害対策本部設置の準備

災害対策本部の設置が決定された場合、必要な資機材等の確保を行う。

- ① 各防災関係機関の連絡先名簿
- ② 被害状況報告書、その他様式類
- ③ テレビ
- ④ ラジオ（停電時も使用可能なもの）
- ⑤ 停電用照明器具
- ⑥ 通信手段（パソコン、FAX）の確保
- ⑦ 村域の図面及び住宅地図、その他地図類

4 初動体制の確保

できる限り早期に初動体制を確保し、必要な対策の検討・実行を進めていく必要があるため、次の手順で、災害対策本部体制を速やかに確保する。

- ① 災害発生後、速やかに、情報連絡体制を確保
- ② 災害対策本部の初動体制を構築
- ③ 速やかに、第1回災害対策本部会議を開催

5 初動体制の構築

災害対策本部を設置するとともに、必要な情報の収集・伝達や、庁舎の状況確認等を行うこと等により、災害対策本部機能を構築する。

初動時において実施する事項は、主として次のような業務内容である。

- ① 住民への情報の伝達
- ② 職員の安否確認・非常時優先業務への割り振り
- ③ 被災情報の収集・分析
- ④ 防災拠点のライフラインの確認
- ⑤ 県、防災関係機関等との連絡調整・応援要請
- ⑥ 第1回本部会議の準備（庁内情報集約・資料の取りまとめ等）

6 災害対策本部会議の開催

災害対策本部長（村長）は、応急対策期間中、本部会議を定期的を開催し、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項を審議・決定する。

災害対策本部会議で協議すべき主な事項

- ① 応急対策全体の方針
- ② 人命救助の方針
- ③ 避難所運営の方針
- ④ 配備体制・職員の労務管理の方針
- ⑤ 自衛隊の派遣要請
- ⑥ 災害救助法の適用要請
- ⑦ 他の地方公共団体等への応援要請
- ⑧ 電源の確保方策
- ⑨ 通常業務の再開の方針

第3節 電気、水、食料等の確保

1 電気

(1) 非常用電源の整備

災害時に機能低下を最小限に抑え、防災拠点として機能維持し続けるため、非常用電源の整備を図る。

(2) 非常用電源の稼働時間

非常用電源の 72 時間以上の稼働時間を確保、また、停電の長期化に備え、供給体制の整備など検討し、1 週間程度の燃料確保を行う。

【今後の検討事項】

- ・非常用発電施設の起動点検の実施
- ・応急修理が行えるように、保守業者等に災害時の技術者派遣について確認し、必要に応じて協定を締結する。

2 職員用の水、食料等の確保

業務を遂行する職員等のための水、食料の確保に努める。

トイレットペーパー、紙、トナー等消耗品について保管確認を行う。

【今後の検討事項】

- ・水、食料、消耗品等の備蓄は、職員の 3 日分の整備を検討する。
- ・職員に対し、各自で最低限の水、食料を備えておき、参集時に自身で必要なものを持参するよう周知する。
- ・水道、トイレが断水等により使用できなくなった場合を想定し、浄水器、非常用トイレ等について検討を進める。

3 その他

(1) 什器等の転倒防止

庁内に設置している書類棚、OA機器、ロッカー等の転倒による職員や来庁者の負傷防止や避難ルートの確保を図るため、什器等の転倒防止対策を推進するとともに、転倒した場合においても、人的被害が軽減できるようなレイアウト等を工夫する。

また、新たに什器等を導入する場合には、導入時に転倒防止措置を講じる。

第4節 多様な通信手段の確保

1 通信機器の確保

災害時において、各防災関係機関との通信連絡を迅速かつ的確に行うため、電話、防災行政無線、衛星携帯電話等、通信手段の整備及びSNSの活用を検討を行うとともに、通信運用を円滑かつ迅速に行うための通信体制を整備し、通信機器運用訓練を実施する。

また、要配慮者が利用する施設への警戒情報等の伝達方法は、電話、メール、FAX、広報車等を利用したそのときに最も迅速確実と考えられる手段を持つて行う。

(1) 主要な通信機器

- ・長野県防災行政無線：1局（地域衛星ネットワークにて関係機関と通信可能）
- ・防災行政無線：同報系（固定局1、屋外拡声子局25局）
：移動系（固定局1、移動局23機）
- ・衛星携帯電話：KDDI 2台、ドコモ1台
- ・災害時優先電話回線：11回線（第3章第1節「1－6．災害時優先電話回線リスト」）
- ・災害時特設公衆電話回線：4回線（第3章第1節「1－7．災害時特設公衆電話回線リスト」）

(2) 防災行政無線用電源

- ・防災行政無線用蓄電池：72h

【今後の検討事項】

- ・衛星携帯電話、移動系防災行政無線の使用訓練の実施
- ・ツイッター等のSNSなども通信手段となり得るため、住民等への情報手段の一つとして活用を検討する。

2 情報収集伝達体制の強化

(1) 職員の登庁時における情報収集

初動期の情報不足を補完するため、職員が参集時に重要な施設や主要道路、橋りょうなどの重要なインフラの被害状況を確認しながら参集し状況報告を行う（概略のみを迅速に調査）。

(2) 情報連絡体制の確保

勤務時間外の災害発生時には、役場当直者は、住民課長及び防災担当（防災環境係）に連絡を行う。

総務課長及び防災担当（危機管理係）は、村長の指示により副村長、教育長、各課長、消防団に連絡を行う。

(3) 各防災関係機関からの情報収集体制の確立

災害時に密接な情報交換を図ることができるよう、合同防災訓練などで連携を深めるなど、防災関係機関との協力の強化を図る。

(4) 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図り、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める等により、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に努める。

(5) 報道・広報体制の確立

報道機関に対し、災害情報の提供・協力の要請を行う際に、取材対応に関わる専門員を指定するなど、情報の一元化を図る体制の整備に努める。

(6) メールの登録

災害時における職員の安否確認や連絡体制の確保のため、職員の携帯電話メールアドレスの登録に努める。

第5節 重要な行政データのバックアップ

1 重要な行政データのバックアップ

重要な行政データのバックアップは、行政の生命線であり、どのような事態にあっても消滅してはならない。

データのバックアップは、突然のシステムダウンやパソコン・ハードディスクの破損、ランケーブルの切断等最悪の場合に陥っても、その後の行政サービスに支障がでることがないように定期的に記録媒体に保存し、最新を手元で保管するとともに、日頃から適切かつ確実にバックアップを行わなければならない。

現在、業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップについては、定期的に記録媒体に保存し、それ以前のものを遠隔地にて分散保管している。

【行政データのバックアップ状況】

第3章第1節「1－8．行政データバックアップ状況リスト」のとおり

【今後の検討事項】

- ・ 庁内のネットワーク設備の配線、配置等の確認、把握
- ・ 災害時のサーバー室の非常用電源の確保
- ・ 災害時のネットワークを用いたシステムサーバー・バックアップデータへのアクセス手順の整理

第6節 非常時優先業務

1 非常時優先業務の実施期間

本計画では、発災後1ヶ月間を計画対象期間とし、災害発生後の時間区分については、以下の5フェーズに区分する。

非常時優先業務の実施期間

フェーズ	時間区分	考え方
第1フェーズ	発災後6時間まで	救助・救援活動や避難誘導活動など、住民を守る業務が最優先となる。
第2フェーズ	発災後24時間まで	災害応急対応の初動活動を実施する。
第3フェーズ	発災後72時間まで	72時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われており、人命救助にかかわる業務を最優先とするが、同時に優先される通常業務の再開を実施する。
第4フェーズ	発災後2週間まで	被災者の避難生活の確保、生活環境の改善が優先業務となる。
第5フェーズ	発災後1か月まで	通常業務の再開の幅を広げていく。

2 主な災害対策業務

大規模災害の発生時に生じる災害対策業務は、概ね次のとおりである。

フェーズ	経過時間	災害対策業務	
1	発災後 6 時間 まで	①	来庁者、施設入所者、児童・生徒等の安全確保
		②	人命救助・避難誘導
		③	火災の消火活動・延焼防止
		④	職員の安否確認、集約
		⑤	災害対策本部の設置、運営（災害対策の全体調整）
		⑥	救護所の設置、運営（負傷者の発生状況の把握）
		⑦	被害情報の収集・伝達
		⑧	県、他市町村及び関係機関に対する応援要請
		⑨	避難所の開設、入所受付、運営
		⑩	応急車両の調達・配車管理
		⑪	危険箇所の巡視警戒、二次災害の防止
		⑫	道路・山林・農地等の被害状況の調査
		⑬	道路啓開、緊急輸送路指定のための調整・交通規制
		⑭	水道施設の応急復旧
		⑮	住民への広報（避難所情報や危険情報等の伝達）
		⑯	報道機関対応
		⑰	災害協定締結機関への連絡、必要物資の調達依頼
		⑱	住宅対策の実施
2	発災後 24 時間 まで	①	重点継続要医療者の安否確認・支援
		②	遺体安置・検案所の設置
		③	総合的な相談窓口情報の提供
		④	応急給水活動
		⑤	仮設トイレの設置
		⑥	受援体制の確保
3	発災後 72 時間 まで	①	災害救助法の適用申請
		②	福祉避難所の開設・入所受付
		③	炊き出し
		④	水、食料、生活必需品の確保、配布
		⑤	山林・農地・河川等の応急復旧
		⑥	保健活動の実施（被災者の体調管理、こころのケア）
		⑦	防疫及び災害ごみ・がれきの処理に関する活動
		⑧	家屋等の応急危険度調査
		⑨	被災者台帳の作成
		⑩	災害ボランティアセンターの設置・運営（社協と連携）
		⑪	義援物資の受入れ
		⑫	応急仮設住宅の設置計画の作成
4	発災後 2 週間 まで	①	り災証明書の発行
		②	応急教育に関する対策の実施
		③	公有財産の被害調査
		④	被災農林水産事業者、中小企業への情報提供
		⑤	義援金の受入れ
		⑥	身元不明遺体の火葬・埋葬の実施（仮埋葬を含む）
		⑦	災害廃棄物仮置場の運営
5	発災後 1 ヶ月 まで	①	生活再建支援のための情報提供・相談受付
		②	災害弔慰金等の支給・貸付
		③	被災者生活再建支援金の支給
		④	公共施設等の災害復旧、復興
		⑤	文化財の修復

3 主な優先継続業務

優先継続業務は、概ね次のとおりである。

フェーズ	経過時間	優先通常業務	
1	発災後 6時間 まで	①	庁舎等の施設中枢部分の機能に関する管理
		②	村長の公務日程調整
		③	防災行政無線等の通信設備の管理・運営
		④	避難行動要支援者名簿の管理
2	発災後 24時間 まで	①	電算システム管理業務の再開
		②	所管施設の管理
		③	死亡・出生届の受理
		④	埋火葬許可書の発行
3	発災後 72時間 まで	①	出納業務の再開
		②	文書の収受・管理
		③	各種証明書、通知書の発行
		④	介護保険・福祉医療・障害者福祉に関する事務の再開
		⑤	農業・畜産・林業・水産に関する事務の再開
		⑥	ごみ・し尿の収集業務の再開
		⑦	発注・入札・契約事務の再開
4	発災後 2週間 まで	①	賦課徴収業務の再開
		②	保育業務の再開
		③	学校授業の再開
		④	学校給食の再開
		⑤	交通安全業務・防犯対策業務の再開
		⑥	国民健康保険等に関する事務の再開
		⑦	社会福祉に関する業務の再開
		⑧	徴収猶予に関する事務の再開
		⑨	選挙管理委員会業務の再開
5	発災後 1ヶ月 まで	①	税・保険料等の減免に関する業務の再開
		②	児童福祉・老人福祉・保健衛生に関する事務の再開
		③	議会对応業務の再開
		④	地方公務員災害補償基金関係業務の再開
		⑤	出納・決算業務の再開

第1 総務課

1 災害対策業務の実施時期【総務課】

課名	係名	災害対策業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	総務係	1. 職員の動員に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		2. 緊急車両の確保及び配車計画に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		3. 応援の受け入れ体制に関する事				→	→	→	→
		4. 各部班との連絡調整に関する事	→	→	→	→	→	→	→
	企画財政係	1. 情報収集及び被害状況調査に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		2. 災害広報に関する事			→	→	→	→	→
		3. 報道機関との連絡に関する事			→	→	→	→	→
		4. 災害の記録に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		5. 被害状況の取りまとめ及び報告に関する事			→	→	→	→	→
		6. 公共建物の応急対策に関する事			→	→	→	→	→
		7. 災害経費の予算措置に関する事				→	→	→	→
	危機管理係	1. 本部の設置、閉鎖、運営及び連絡調整に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		2. 災害情報の収集及び状況把握に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		3. 気象予報及び警報等の伝達に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		4. 避難勧告及び指示に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		5. 県、他市町村及び関係機関に対する応援要請及び連絡調整に関する事		→	→	→	→	→	→
		6. 自衛隊の派遣要請に関する事		→	→	→	→	→	→
		7. 渉外に関する事				→	→	→	→
		8. 無線通信に関する事	→	→	→	→	→	→	→

2 優先継続業務の再開時期【総務課】 ★＝災害対策業務と重複する業務

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	総務係	1 議会の招集及び提出議案に関する事							→
		2 公印の保管に関する事				→	→	→	→
		3 文書等の收受及び発送に関する事					→	→	→
		4 公文書、図書及び法令書に関する事							→

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	総務係	5 情報公開に関する事							→
		6 庁舎の管理に関する事(★)			→	→	→	→	→
		7 事務用品の購入、管理に関する事					→	→	→
		8 組織、職制及び職員定数に関する事							→
		9 職員の人事及び給与に関する事							→
		10 職員の服務、勤務条件及び研修に関する事							→
		11 職員の保健衛生及び福利厚生に関する事					→	→	→
		12 職員の共済及び公務災害保障に関する事							→
	企画財政係	1 重要施策の企画及び調整に関する事							→
		2 広域行政の総括に関する事							→
		3 土地利用の総合調整に関する事							→
		4 広報に関する事(★)			→	→	→	→	→
		5 村誌に関する事							→
		6 発電施設及び送電変電施設対策に関する事(★)			→	→	→	→	→
		7 電源三法に関する事(★)			→	→	→	→	→
		8 予算の編成及び執行管理に関する事(★)				→	→	→	→
		9 公有財産の総括に関する事						→	→
		10 普通財産(村有林を除く。)の取得、管理及び処分に関する事						→	→
	危機管理係	1 交通安全対策に関する事							→
		2 防災計画及び災害時の措置に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→
		3 消防、防犯に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→
		4 防災行政無線に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→
		5 山岳遭難対策に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→

3 休止業務【総務課】

係名	休止業務
総務係	○ 条例、規則等の制定改廃に関する事 ○ 公告及び告示に関する事 ○ 儀式及び表彰に関する事
企画財政係	○ 村政の長期計画等総合的な計画に関する事 ○ 行政事務改善に関する事

係名	休 止 業 務
企 画 財 政 係	○ 行政評価に関すること ○ 都市交流に関すること ○ 国際交流に関すること ○ 指定統計調査及び統計資料に関すること ○ 情報化の推進に関すること ○ 景観の形成に関すること ○ 地方交付税に関すること ○ 村債に関すること ○ 財政調整基金等の管理及び処分に関すること ○ 嘱託登記に関すること

第2 住民課

1 災害対策業務の実施時期【住民課】

課名	係名	災害対策業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
住民課	住民係	1. 人的被害調査及び安否情報に関する こと	→	→	→	→	→	→	→
		2. 遺体の収容及び埋葬に関する こと				→	→	→	→
	税務係	1. 家屋等の被害調査に関する こと						→	→
		2. 村税の減免に関する こと							→
		3. 救援物資の受付、保管等に関する こと					→	→	→
		4. ヘリポートの開設に関する こと				→	→	→	→
	生活環境係	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する こと					→	→	→
		2. 防疫に関する こと					→	→	→
		3. 公害防止及び監視に関する こと							→
		4. 建築物の応急対策に関する こと			→	→	→	→	→
		5. 応急仮設住宅並びに住宅の応急修理 計画に関する こと					→	→	→

2 優先継続業務の再開時期【住民課】 ★＝災害対策業務と重複する業務

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
住民課	住民係	1 戸籍に関する こと					→	→	→
		2 住民基本台帳に関する こと					→	→	→
		3 印鑑登録及び証明に関する こと					→	→	→
		4 埋火葬許可に関する こと				→	→	→	→
		5 国民年金に関する こと						→	→
		6 児童手当に関する こと						→	→
		7 国民健康保険に関する こと						→	→
		8 特定健診・特定保健指導に関する こと						→	→
		9 後期高齢者医療に関する こと							→
		10 行旅病人及び行旅死亡人に関する こと				→	→	→	→
		11 労働に関する こと							→
		12 個人番号に関する こと					→	→	→
	税務係	1 村税の賦課徴収に関する こと						→	→
		2 国民健康保険税の賦課徴収に関する こと						→	→

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
住民課	税務係	3 所得、資産等にかかる諸証明に関する こと					→	→	→
		4 土地台帳、家屋台帳及び公図等に関する こと							→
	生活環境係	1 ごみ収集に関すること(★)					→	→	→
		2 不法投棄防止に関すること							→
		3 リサイクルの推進に関すること							→
		4 墓地に関すること				→	→	→	→
		5 犬・猫等死体処理に関すること					→	→	→
		6 消費者行政に関すること							→
		7 村営住宅等の管理に関すること(★)			→	→	→	→	→
		8 住宅に関すること(★)			→	→	→	→	→
		9 公共交通に関すること					→	→	→

3 休止業務【住民課】

係名	休止業務
住民係	○ 人口動態に関すること ○ 出産祝金に関すること ○ 人権擁護委員との連絡に関すること ○ 保護司との連絡に関すること
税務係	○ 固定資産評価審査委員会に関すること
生活環境係	○ 環境美化に関すること ○ 公害に関すること ○ 畜犬登録に関すること

第3 福祉健康課

1 災害対策業務の実施時期【福祉健康課】

課名	係名	災害対策業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
福祉健康課	福祉係	1. 避難行動要支援者の避難誘導及び収容に関すること	→	→	→	→	→	→	→
		2. 福祉施設の応急復旧対策に関すること			→	→	→	→	→
		3. 福祉団体及びボランティアとの連絡調整及び協力要請に関すること					→	→	→
		4. 生活必需品及び救援物資の供給に関すること					→	→	→
		5. 災害救助法に関すること(適用後)					→	→	→
		6. 災害弔慰金の支給に関すること							→
	保健係	1. 被災者の救護及び救護所の設置に関すること		→	→	→	→	→	→
		2. 医薬品及び衛生材料の確保に関すること		→	→	→	→	→	→
		3. 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること		→	→	→	→	→	→
		4. 栄養指導及び健康相談等に関すること					→	→	→

2 優先継続業務の再開時期【福祉健康課】 ★＝災害対策業務と重複する業務

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
福祉健康課	福祉係	1 児童福祉に関すること					→	→	→
		2 高齢者福祉に関すること					→	→	→
		3 母子福祉に関すること					→	→	→
		4 障害者福祉に関すること					→	→	→
		5 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること					→	→	→
		6 福祉年金に関すること					→	→	→
		7 生活保護に関すること					→	→	→
		8 介護保険に関すること					→	→	→
		9 デイサービスセンターの管理及び運営に関すること					→	→	→
		10 地域活動支援センターの管理及び運営に関すること					→	→	→

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
福祉健康課	福祉係	11 福祉医療に関すること					→	→	→
		12 恩給及び援護に関すること					→	→	→
		13 災害救助及び被災者の救助に関すること(★)	→	→	→	→	→	→	→
	保健係	1 母子保健に関すること					→	→	→
		2 精神保健に関すること					→	→	→
		3 予防接種に関すること							→
		4 感染症予防に関すること					→	→	→
		5 保健センターの管理に関すること				→	→	→	→
		6 食中毒に関すること					→	→	→

3 休止業務【福祉健康課】

係名	休止業務
福祉係	○ 地域包括支援センターに関すること ○ 民生児童委員協議会との連絡に関すること ○ 社会福祉団体に関すること ○ 社会福祉事業に関すること
保健係	○ 生活習慣病に関すること ○ 地域医療に関すること ○ 食生活改善に関すること ○ 保健指導員との連絡に関すること ○ 献血の推進に関すること ○ 薬物乱用防止に関すること ○ 日赤に関すること

第4 産業振興課

1 災害対策業務の実施時期【産業振興課】

課名	係名	災害対策業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
産業振興課	農林係	1. 農地、農道の被害調査及び応急復旧対策に関する事			→	→	→	→	→
		2. 農水産物の被害調査及び応急復旧対策に関する事			→	→	→	→	→
		3. 山林、林道の被害調査及び応急復旧対策に関する事			→	→	→	→	→
		4. 治山施設等の応急復旧対策に関する事			→	→	→	→	→
		5. 林産物の被害調査及び応急復旧対策に関する事			→	→	→	→	→
	商工観光係	1. 観光施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事			→	→	→	→	→
		2. 観光客の安全確保に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		3. 商工業関係の被害調査及び融資に関する事			→	→	→	→	→

2 優先継続業務の再開時期【産業振興課】 ★＝災害対策業務と重複する業務

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
産業振興課	農林係	1 農地、農業用施設災害復旧に関する事(★)			→	→	→	→	→
		2 家畜の感染症予防に関する事					→	→	→
		3 農作物災害及び病虫害被害予防対策に関する事					→	→	→
		4 保安林に関する事							→
		5 治山、治水に関する事							→
		6 林道に関する事							→
		7 村有林の管理経営に関する事							→
	商工観光係	1 商工制度金融に関する事(★)			→	→	→	→	→
		2 雇用に関する事							→
		3 木曽ふれあいの郷の管理及び運営に関する事				→	→	→	→

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
産業振興課	商工観光係	4 特産物販売施設の管理及び運営に関すること				→	→	→	→
		5 のぞきど森林公園の管理及び運営に関すること				→	→	→	→
		6 道の駅に関すること				→	→	→	→

3 休止業務【産業振興課】

係名	休止業務
農 林 係	○ 農業及び水産業の振興に関すること ○ 農業農村の近代化及び構造政策に関すること ○ 農業振興地域の整備に関すること ○ 米穀に関すること ○ 土地改良に関すること ○ 畜産振興に関すること ○ 農水産業関係団体に関すること ○ 農業委員会との連絡に関すること ○ 林業の振興に関すること ○ 鳥獣の保護及び駆除に関すること ○ 山林原野の火入に関すること ○ 林業関係団体に関すること
商 工 観 光 係	○ 商工業の振興に関すること ○ 企業立地推進に関すること ○ 計量器に関すること ○ 商工関係団体に関すること ○ 観光に関すること ○ 環境保全に関すること

第5 建設水道課

1 災害対策業務の実施時期【建設水道課】

課名	係名	災害対策業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
建設水道課	建設係	1. 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急復旧対策に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		2. 水防に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		3. 障害物の除去及び輸送路の確保に関する事		→	→	→	→	→	→
		4. 応急資機材の調達・確保に関する事			→	→	→	→	→
	上下水道係	1. 断水の状況把握に関する事	→	→	→	→	→	→	→
		2. 水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事		→	→	→	→	→	→
		3. 応急資機材の調達及び確保に関する事			→	→	→	→	→
		4. 給水活動に関する事				→	→	→	→
		5. 配水調整に関する事					→	→	→
		6. 給水・配水に関する広報活動に関する事				→	→	→	→
		7. 水質の保全に関する事					→	→	→
		8. 仮設トイレの設置及びし尿処理に関する事				→	→	→	→

2 優先継続業務の再開時期【建設水道課】 ★＝災害対策業務と重複する業務

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
建設水道課	建設係	1 村道の整備及び管理に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→
		2 準用河川及び普通河川の管理に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→
		3 砂防施設に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→
		4 国道、県道の関連事業に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→
		5 工事等入札参加資格審査に関する事					→	→	→
	上下水道係	1 簡易水道事業に関する事(★)	→	→	→	→	→	→	→
		2 給水に関する事(★)				→	→	→	→
		3 水道料金の徴収に関する事						→	→
		4 合併処理浄化槽に関する事							→
		5 下水道使用料の徴収に関する事						→	→

3 休止業務【建設水道課】

係名	休 止 業 務
建 設 係	○ 地籍調査に関すること ○ 地籍調査成果の管理に関すること
上 下 水 道 係	○ 下水道の普及及び加入促進に関すること ○ 公共下水道事業に関すること ○ 農業集落排水事業に関すること

第6 教育委員会

1 災害対策業務の実施時期【教育委員会】

課名	係名	災害対策業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
教育委員会	子ども教育係	1. 文化財の保全に関すること							→
		2. 文化財の被害調査及び応急復旧対策に関すること							→
		3. 児童・生徒の避難誘導に関すること	→	→	→	→	→	→	→
		4. 教育施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること			→	→	→	→	→
		5. 避難所の開設及び管理運営に関すること	→	→	→	→	→	→	→
		6. 応急教育及び学用品の給与等に関すること						→	→
		7. 保育園児の避難誘導に関すること	→	→	→	→	→	→	→
	生涯学習係	1. 社会教育施設の利用者の安全確保に関すること	→	→	→	→	→	→	→
		2. 社会教育施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること			→	→	→	→	→
		3. 避難所の開設及び管理運営に関すること	→	→	→	→	→	→	→
		4. 炊き出し等による食料の供給に関すること					→	→	→
		5. 救援食料の供給に関すること					→	→	→

2 優先継続業務の再開時期【教育委員会】 ★＝災害対策業務と重複する業務

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
教育委員会	子ども教育係	1 公印の管理に関すること				→	→	→	→
		2 公文書類の保管に関すること							→
		3 教育委員会の会議に関すること							→
		4 事務局、公民館及び学校の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、その他人事に関すること							→
		5 教育委員会の広報及び教育行政に関する相談に関すること						→	→

課名	係名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
			1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
教育委員会	子ども教育係	6 教育関係職員並びに児童、生徒の保健、安全、福祉及び厚生に関すること(★)	→	→	→	→	→	→	→
		7 学校給食に関すること						→	→
		8 児童、生徒の就学に関すること							→
		9 奨学金に関すること							→
		10 歴史民俗資料館の運営、管理及び文化財保護に関すること							→
		11 保育所の管理及び運営に関すること						→	→
		12 入所児童の審査に関すること						→	→
		13 保育料の徴収に関すること						→	→
	生涯学習係	1 公民館の運営に関すること							→
		2 村営運動施設の管理に関すること							→

3 休止業務【教育委員会】

係名	休止業務
子ども教育係	○ 学校等の設置、廃止及び管理、運営に関すること ○ 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること ○ 教育に係る調査、統計に関すること ○ 他の教育委員会との連絡調整に関すること ○ 教育関係職員の研修に関すること
生涯学習係	○ 生涯学習施策の企画、調整及び推進に関すること ○ 社会教育委員、公民館運営審議会委員、スポーツ推進委員との連絡に関すること ○ 家庭教育、青少年教育、女性教育及び成人教育に関すること ○ 社会教育関係団体の指導育成に関すること ○ 社会教育資料の刊行、配布に関すること

第7 議会事務局

1 災害対策業務の実施時期【議会事務局】

局名	災害対策業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
議会事務局	1. 他の部班への応援に関すること	→	→	→	→	→	→	→
	2. その他本部長が特に命じる事項に関すること	→	→	→	→	→	→	→

2 優先継続業務の再開時期【議会事務局】

局名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
議会事務局	1 議長及び副議長の秘書に関すること					→	→	→
	2 議員の身分及び福利厚生に関すること							→
	3 文書の収発、編さん及び保存に関すること							→
	4 公印の管理に関すること				→	→	→	→
	5 本議会に関すること							→
	6 議場その他会議室の管理及び取締りに関すること							→
	7 会議録及び委員会記録に関すること							→
	8 議案、請願及び陳情に関すること							→
	9 会議の結果の報告に関すること							→
	10 議会の刊行物に関すること							→
	11 議会資料に関すること							→

第8 会計室

1 災害対策業務の実施時期【会計室】

局名	災害対策業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
会計室	1. 生活必需品及び救助物資の調達に関する事					→	→	→
	2. 災害経費の出納に関する事					→	→	→
	3. 義援金の管理に関する事						→	→

2 優先継続業務の再開時期【会計室】 ★＝災害対策業務と重複する業務

室名	優先継続業務	第1フェーズ			第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
会計室	1 歳入歳出予算の収支及び決算の調製に関する事							→
	2 指定金融機関等に関する事					→	→	→
	3 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関する事(★)					→	→	→
	4 現金及び財産の記録保管に関する事(★)					→	→	→
	5 物品(動産を含む。)の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事(★)					→	→	→
	6 出納及び会計事務に関する公印の保管に関する事				→	→	→	→

第9 非常時優先業務従事時の安全確保等

1 安全確保

被害調査や連絡等のため現場に出る職員に対しては、危険情報の伝達、安否確認手段の確保、安全装備の充実など、職員の生命、身体の安全を第一とする。

2 健康管理

大規模な災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合には、住民課は各課に対して勤務のローテーション計画を作成することを指示する。

また、各課において職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保など、職員の業務を持続可能とするための環境整備が行えるよう関係課との調整を行う。

疲労は、本人の健康を損ねて作業効率を悪くするばかりでなく、ミスや事故の原因にもなる。また、作業時間が長時間に及んだりすることは、時に脳・血管疾患（脳梗塞、脳出血、心筋梗塞など）やストレス症状の引き金になるため、疲労の予防が重要である。

- 作業の合間に十分な休憩がとれるよう、作業時間を調整する。
- 6時間以上の睡眠を確保する。
- 安全な休憩場所やトイレを確保する。
- 危険に対する備えをきちんとし、作業の負担をできるだけ減らす。
- 持病があるものは治療を受け続けられるよう支援する。

3 メンタルヘルスケア

応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタル面での影響が懸念される。

このため、災害時の「こころの回復」の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得を促進し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じるものとする。

第7節 受援体制の確保

1 広域応援受入体制の確保

大規模災害の発生時には、協定に基づく支援以外にも協定等未締結の自治体から応援職員が派遣されて来るとも予想される。

こうした応援職員を有効に活用し、災害対応に必要な人員を確保することが、業務を継続していく上で有効なことから、「応援は来るという前提」のもと、事前に受入体制の整備を進める。

なお、受援担当は総務班（総務係）とする。

2 応援協定の締結状況

- (1) 長野県市町村災害時相互応援協定
- (2) 長野県消防相互応援協定
- (3) 災害時の相互応援に関する協定（北名古屋市）
- (4) 砂防関係協力市町村災害時応援協定
- (5) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定
- (6) 中津川市、下呂市、木曽郡6町村による災害時相互応援に関する協定
- (7) 災害時における大桑村と大桑村建設事業協力会の協力及び生活関連情報の提供に関する協定
- (8) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定（生活協同組合コープながの）
- (9) 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定（長野県LPガス協会）

3 人的支援

- (1) 人的支援の受入に係る手順

発災時に人的支援の受入を円滑かつ迅速に実施するため、以下の受援業務の手順を実施する。なお、人的支援の受援担当は本部室とする。

- ① 応援要請：本部長（村長）が応援要請の必要性を判断し、本部室が要請を行う。
- ② 受援の準備：応援団体と連絡調整を行い、宿泊場所・活動拠点等を確保し受入れの準備を行う。
- ③ 応援の受入れ・業務管理：応援職員等を受入れ、業務の説明等業務管理を行う。
- ④ 受援の終了：受援終了の判断を行い、費用の負担を行う。

- (2) 応援職員を受け入れて実施する業務

- ① 被災者の医療・助産・救護
- ② 建物の被災調査
- ③ 廃棄物の処理
- ④ 避難所の保健業務
- ⑤ 物資の振り分け
- ⑥ 避難所スタートの受援

4 物資の調達・物流

(1) 物資の調達に係る受援体制

災害発生時に物資の供給を円滑かつ迅速に実施するため、物資の調達方法ごとの受援体制を整備する。

① 県からの物資の受入れ

救助対策部は、県からの物資供給について、本部室へ要請を依頼し、本部室が県に対して要請する。

② 災害時応援協定に基づく物資の調達

各部は、協定締結事業者に対して物資の提供を要請する。

また、自治体間相互応援協定に基づく物資の供給が必要な場合、本部室へ要請を依頼する。

③ 救援物資の受入れ

救助対策部は、民間事業者等からの申し出により無償で提供される救援物資を受け入れる。

また、本部室は、必要に応じて、ホームページ等により要請を行う。

(2) 物資の物流に係る受援体制

調達物資は、陸路・空路にて物資集積場所へ搬入された後、仕分けをした上で各避難所等へ輸送する。

これら物流に係る受援体制として、優先的に使用する物資集積場所を明確にするとともに、物資集積場所の運営や輸送において、民間物流事業者との連携を図る体制を整備する。

① 物資集積場所の選定

大型車両の使用が可能であり、屋内スペースが確保できる場所を優先的に使用する物資集積場所とする。

② 物資集積場所の運営

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務である救援物資の管理・輸送等について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第3章 資 料

第1節 緊急連絡先・主要施設・データバックアップリスト

1-1. 防災関係機関の連絡先

機 関 名	緊急連絡先	備 考
長野県庁 危機管理部防災課	026-232-0111(代) 026-235-7184	
国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所 木曽維持出張所	22-3011	
長野地方気象台	026-232-2738	
陸上自衛隊 松本駐屯地	0263-26-2766	
日本赤十字社 長野県支部	026-226-2073	
木曽広域消防（本部） （南分署）	24-3119 57-3119	
N T T東日本(株) 長野支店	026-225-4404	
水資源機構 中部支社 味噌川ダム管理所	36-3111	
中部電力(株) 長野支店 木曽福島営業所	22-2017	
関西電力(株) 東海支社 木曽電力システムセンター	52-4681	
おんたけ交通(株) 本社営業部	22-2444	
東海旅客鉄道(株) 木曽福島駅 木曽福島工務区	22-2465 22-2231	
木曽病院	22-2703	
木曽地方事務所 地域政策課（防災担当）	24-2211（代） 25-2211	
木曽建設事務所 管理維持課（水防担当） 整備課（災害発生時）	24-2211（代） 25-2239 25-2240	
木曽保健福祉事務所 総務課	24-2211（代） 25-2231	
木曽警察署	22-0110	
須原警察官駐在所	55-3004	
野尻警察官駐在所	55-2009	

機 関 名	緊急連絡先	備 考
大桑郵便局	55-3049	
須原郵便局	55-2974	
野尻郵便局	55-2973	
木曽医師会	22-3187	
木曽郡歯科医師会	22-4455	
中日新聞社 木曽福島通信局	22-2102	
信濃毎日新聞 木曽支局	22-2114	
長野日報社 松本支局	0263-32-0885	
読売新聞 塩尻通信部	0263-54-4711	
NHK 松本支局	0263-33-4700	
信越放送 松本放送局	0263-32-3813	
テレビ信州	0263-36-2002	
長野放送 中南信支社	0263-32-9230	
長野朝日放送 中南信支社	0263-37-0100	
長野エフエム放送	0263-33-4400	

1-2. 村内関係機関の連絡先

施 設 名	N T T 番 号	郡 内 I P 番 号
大桑村役場 (FAX)	55-3080 55-4134	* * 55-3080 * * 55-4134
保健センター (FAX)	55-4003 55-4070	* * 55-4003
村民体育館	55-1020	—
教育委員会事務局 (FAX)	55-1020 55-2607	* * 55-1020 * * 55-2607
社会福祉協議会事務局 (FAX)	55-3755 55-4123	* * 55-3755
大桑村デイサービスセンター	55-2700	* * 55-2700
ほのぼの	55-2223	* * 55-2223
くわっこ工房	55-4447	—
宅幼老所 あがらんしょ	55-2197	—
池口医院	55-2002	* * 55-2002
古根医院	55-1188	* * 55-1188
古谷歯科医院	55-2760	* * 55-2760
J R 須原駅	—	* * 94-9014
J R 大桑駅	55-4720	* * 94-9015
J R 野尻駅	55-2020	* * 94-9016
木曽農業協同組合大桑支所	55-2185	—
木曽南部森林組合	55-3801	* * 55-3801
大桑村商工会	55-3130	—
大桑村観光協会	55-4566	—

1-3. 公共施設の連絡先

施設名	電話番号	施設名	電話番号
大桑村役場	* * 55-3080	須原上町上集会所	* * 94-9031
	Fax * * 55-4134	茶屋町集会所	* * 94-9067
保健センター (Fax 兼)	* * 55-4003	門前上集会所	* * 94-9032
地域包括支援センター	* * 55-4022	田光集会所	* * 94-9033
のぞきど森林公園	* * 55-3488	小川集会所	* * 94-9034
野尻連絡所 (野尻地区館)	* * 55-2214	殿中集会所	* * 94-9035
須原保育園	* * 55-3017	殿下集会所	* * 94-9036
	Fax * * 55-3097	上在集会所	* * 55-4380
子育て支援センター	* * 55-1215	阿寺集会所	* * 94-9037
教育委員会	* * 55-1020	消防第 1 分団詰所	* * 55-3660
	Fax * * 55-2607	第 1 分団 2 号ポンプ	* * 94-9017
歴史民俗資料館	* * 55-3550	第 1 分団 2 号 B ポンプ	* * 94-9018
大桑小学校	* * 55-2039	第 1 分団 3 号ポンプ	* * 94-9019
	Fax * * 55-1027	和村ポンプ	* * 94-9020
大桑中学校	* * 55-3039	消防第 2 分団詰所	* * 55-4072
	Fax * * 55-2400	第 2 分団 2 号ポンプ	* * 94-9021
上郷分館	* * 94-9000	第 2 分団 3 号ポンプ	* * 94-9022
須原地区館	* * 94-9001	第 2 分団 4 号ポンプ	* * 94-9023
和村分館	* * 94-9002	第 2 分団 5 号ポンプ	* * 94-9024
伊奈川分館	* * 94-9003	第 2 分団 6 号ポンプ	* * 94-9025
橋場分館	* * 94-9004	消防第 3 分団詰所	* * 55-4073
大島分館	* * 94-9005	第 3 分団 2 号ポンプ	* * 94-9026
東分館	* * 94-9006	第 3 分団 3 号ポンプ	* * 94-9027
中分館	* * 94-9007	第 3 分団 4 号 A ポンプ	* * 94-9028
西分館	* * 94-9008	第 3 分団 4 号 B ポンプ	* * 94-9029
弓矢分館	* * 94-9009	第 3 分団 5 号ポンプ	* * 94-9030
殿交流センター	* * 94-9010	大桑村社会福祉協議会	* * 55-3755
野尻分館 (野尻地区館)	* * 94-9011	大桑村デイサービス	* * 55-2700
下在郷分館	* * 94-9012	ほのぼの	* * 55-2223
野尻向分館	* * 94-9013		

1-4. 避難所の連絡先

【福祉避難所：一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者に配慮した避難所】

施設名	電話番号	建設年度	収容人数
大桑村デイサービスセンター	55-2700	平成 3 年	30 名（受け入れ可能人数）
サンシャインあてら	55-1105	平成 18 年	35 名（受け入れ可能人数）

【指定緊急避難所：切迫した災害の危機から緊急的に避難し、身の安全を守るための場所又は施設】

●警戒区域影響範囲外 ▲土砂法での警戒区域内 ×浸水想定区域内のため使用不可

施設名	電話番号	建設年度	収容人数	使用条件		
				土石流 警戒区域	急傾斜地 警戒区域	木曽川浸水 想定区域
須原地区館	(IP)94-9001	平成 18 年	216 名	●	●	—
野尻地区館	55-2214	平成 12 年	190 名	▲	●	—
大桑中学校体育館	55-3039	平成 4 年	793 名	●	●	—
大桑小学校体育館	55-2039	平成 14 年	594 名	▲	●	—

【指定避難所：被災者等を一定期間滞在させるための施設】

●警戒区域影響範囲外 ▲土砂法での警戒区域内 ×浸水想定区域内のため使用不可

施設名	電話番号	建設年度	収容人数	使用条件		
				土石流 警戒区域	急傾斜地 警戒区域	木曽川浸水 想定区域
和村分館	(IP)94-9002	昭和 11 年	50 名	▲	●	—
村民体育館	55-1020	昭和 54 年	1490 名	●	●	×
須原地区館	(IP)94-9001	平成 18 年	216 名	●	●	—
伊奈川分館	(IP)94-9003	昭和 54 年	42 名	▲	▲	—
大島分館	(IP)94-9005	昭和 30 年	36 名	●	●	—
大桑中学校体育館	55-3039	平成 4 年	793 名	●	●	—
大桑村デイサービスセンター	55-2700	平成 3 年	511 名	●	●	—
殿中集会所	(IP)94-9035	昭和 53 年	24 名	●	▲	—
殿下集会所	(IP)94-9036	昭和 58 年	46 名	●	●	—
保健センター	55-4003	昭和 60 年	131 名	▲	▲	—
大桑小学校体育館	55-2039	平成 14 年	594 名	▲	●	—
野尻向分館	(IP)94-9013	平成 59 年	54 名	▲	●	×
野尻地区館	55-2214	平成 12 年	190 名	▲	●	—
下在郷分館	(IP)94-9012	平成 26 年	189 名	▲	●	—
橋場分館	(IP)94-9004	昭和初期	35 名	●	▲	—
(株)IHI ターボ敷地内	55-2255	昭和 37 年	452 名	●	●	—
道の駅大桑	55-4192	平成 6 年	110 名	▲	▲	—
サンシャインあてら	55-1105	平成 18 年	35 名	●	●	—

1-5. 代替施設検討リスト

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度			附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替庁舎候補
		土砂災害	洪水	液状化	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料、トイレ等	事務機器・備品		
須原地区館	H18	○	○	—	○ 軽油 22h/12ℓ	無 (対応可能)	防災無線	有 (ポンプ小屋)	有 コピー機	○	○
野尻地区館	H12	○	○	—	○ 軽油 22h/12ℓ	無 (対応可能)	防災無線	有 (消防詰所)	有 パソコン コピー機	○	○
教育委員会	S54 ○	○	×	—	×	無 (対応可能)	防災無線	有	有 パソコン コピー機	○	△ (地震○)

※ 災害危険度については、「発生の可能性がない(極めて低い)」「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

第2節 職員の参集・動員

2-1. 職員の参集ルール

1 勤務時間内に災害が発生した場合

勤務時間内に災害が発生した場合は、全職員が通常業務をいったん停止し、所属長の指示に従い非常時優先業務を実施する。

災害対策本部員は、本部長の召集があった場合に、速やかに本部会議へ参集する。

	職員の行動
地震発生時	・緊急地震速報を覚知した場合は、周囲の人に大声で知らせる。 ・自分自身の身を守る。（机の下に隠れる、文書棚から離れるなど） ・来庁者、施設入所者、児童・生徒等の安全を確保する。
地震収束後	・旧耐震基準の建物にいる際は、速やかに建物外に退出し、安全が確認されるまで建物内に立ち入らない。 ・負傷者が発生した際に、その付近に居合わせた職員は、救急・救命措置、応急手当など、必要な処置を速やかに行う。

2 勤務時間外に災害が発生した場合

（１）自所属又は災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの村機関又は避難所に参集の上、当該機関の長等の指示に従う。その場合、各自の所属長に参集した場所を連絡する。自所属以外に参集した職員は、自所属に参集できる状況となった場合、参集した場所における応急対策業務の状況をみながら、自所属に復帰する。

（２）次の①から⑥に掲げるような事由等により、即座の参集が困難な場合は、事由の解消、又は対処に目処が立ち次第、参集する。

- ① 自宅が倒壊した場合
- ② 家族等が死亡した場合
- ③ 職員又は家族等が負傷し、治療または入院の必要がある場合
- ④ 参集時に、救出・救命活動に参加する必要性が生じた場合（各自の状況判断により対応する）
- ⑤ 通勤経路上が土砂崩れ等で閉ざされ、迂回に時間を要する場合
- ⑥ 家族に要配慮者があり、保護が必要な場合

2-2. 参集可能人員の分析

村による円滑な業務の継続を可能とするものは、いうまでもなく確実な職員の参集である。ここでは、勤務時間外に災害が発生した場合の参集可能人員を示す。

この算出結果は、人事異動等によって当然に状況の変化はあるものの、全体の傾向としては大きく変わらないものと考えられる。

1 職員の参集の概要（H31.3 現在）

（1）対象

所属ごとの人数・割合は下表のとおりである。

	所 属	人数	割合
1	総務課	10	14.3%
2	住民課	12	17.1%
3	福祉健康課	11	15.7%
4	産業振興課	7	10.0%
5	建設水道課	8	11.4%
6	教育委員会	15	21.4%
7	議会事務局	1	1.4%
8	会計室	3	4.3%
9	その他	3	4.3%
合 計		70	100.0%

(2) 職員参集の前提条件

本分析では、以下の前提条件に基づき職員参集を予測している。

手段と時速の設定	○ 発災から 24 時間の移動手段は徒歩又は自転車とし、歩行速度は 4 km/h とする。 ○ 徒歩又は自転車による参集可能な距離を 20km 圏内に居住する職員のみとする。
救出・救援活動への従事	○ 3 割程度の職員は、建物被害に伴う救出・救援活動に従事する可能性があるため、半日程度は参集が困難であると想定する。
道路の寸断等	○ 新庁舎までの道路が寸断され、代替手段（う回路等）が確保できず、たどりつけない可能性が「大いにありうる」職員は、災害発生後 24 時間程度は参集が困難であると想定する。
職員の被災状況	○ 職員本人及び家族の被災により、72 時間程度は約 1 割、2 週間程度は約 0.5 割の職員が参集できないものと想定している。

(3) 参集可能職員の計算方法

(2) に基づき、参集可能職員を以下の方法で計算します。

時間経過	参集可能職員の計算方法
15 分	自宅から新庁舎までの距離が 1 km 圏内の職員の 7 割 (※ 1) (新庁舎までたどりつけない可能性が「大いにありうる」職員除く) (※ 2)
30 分	自宅から新庁舎までの距離が 2 km 圏内の職員の 7 割 (※ 1) (新庁舎までたどりつけない可能性が「大いにありうる」職員除く) (※ 2)
45 分	自宅から新庁舎までの距離が 3 km 圏内の職員の 7 割 (※ 1) (新庁舎までたどりつけない可能性が「大いにありうる」職員除く) (※ 2)
1 時間	自宅から新庁舎までの距離が 4 km 圏内の職員の 7 割 (※ 1) (新庁舎までたどりつけない可能性が「大いにありうる」職員除く) (※ 2)
3 時間	自宅から新庁舎までの距離が 12km 圏内の職員の 7 割 (※ 1) (新庁舎までたどりつけない可能性が「大いにありうる」職員除く) (※ 2)
6 時間	自宅から新庁舎までの距離が 20km 圏内の職員の 9 割 (※ 3) (新庁舎までたどりつけない可能性が「大いにありうる」職員除く) (※ 2)
24 時間	自宅から新庁舎までの距離が 20km 圏内の職員の 9 割 (※ 3)
72 時間	全職員の 9 割 (※ 3)
2 週間	全職員の 9.5 割 (※ 3)
1 ヶ月	全職員の 10 割

※ 1 半日程度は、3 割程度の職員が救出・救援活動に従事すると想定しているため、「7 割」としている。

※ 2 新庁舎までの道路が寸断され、代替手段（う回路等）が確保できず、たどりつけない可能性が「大いにありうる」職員は、災害発生後 24 時間程度は参集が困難であると想定しているため、除外している。

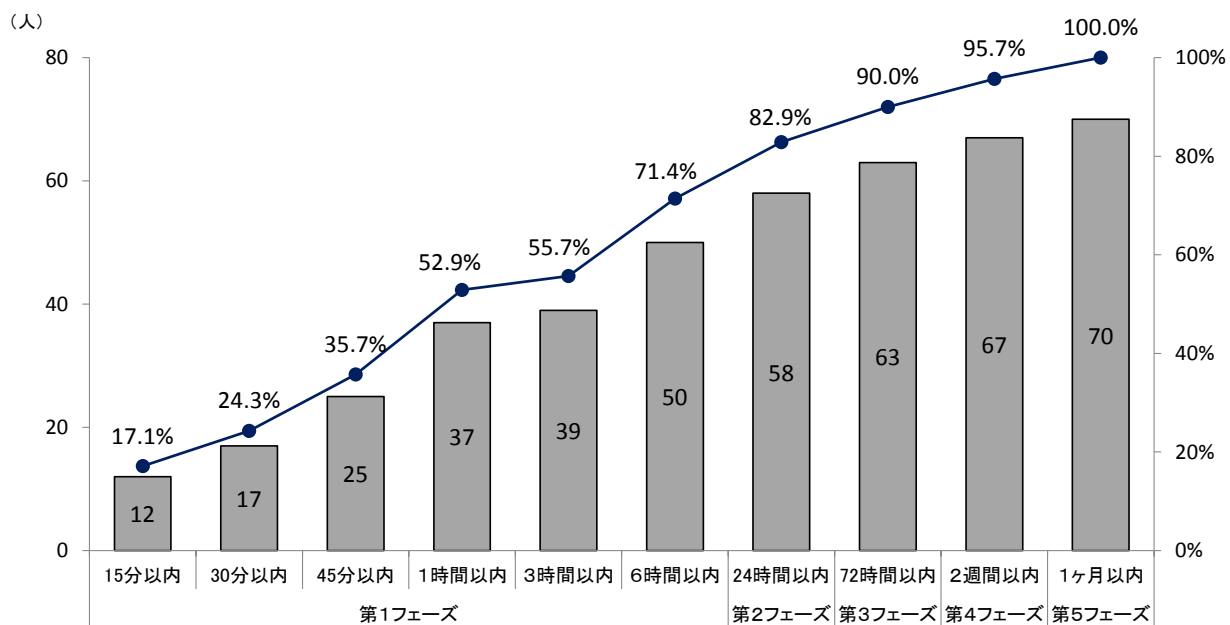
※ 3 職員本人及び家族の被災により、72 時間程度は約 1 割、2 週間程度は約 0.5 割の職員が参集できないものと想定している。

2 参集可能職員数の計算結果

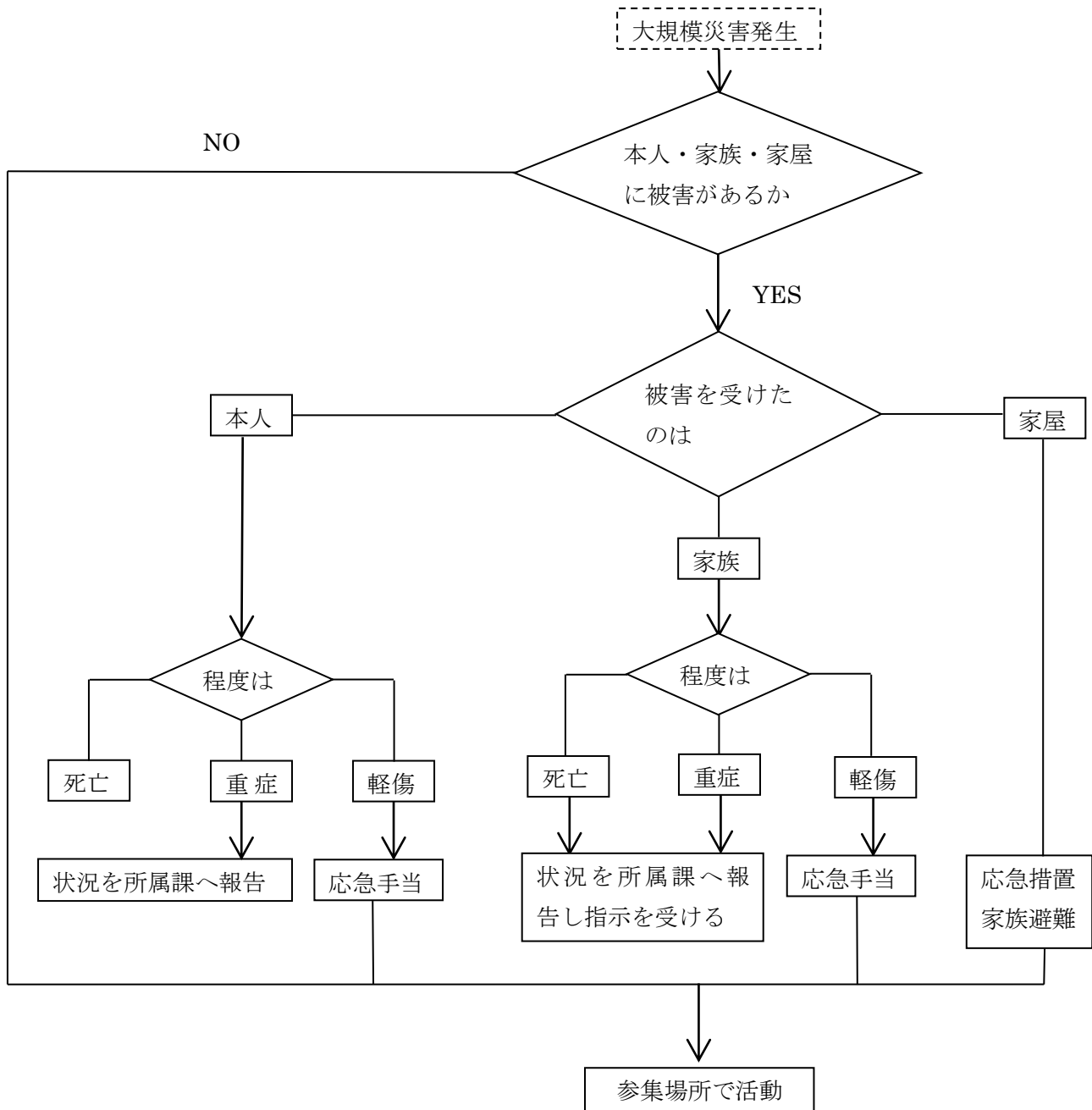
単位: 人

	職員数	第1フェーズ						第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		15分	30分	45分	1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	2週間	1ヶ月
総務課	10	1	2	3	6	6	7	8	9	10	10
住民課	12	3	3	4	6	6	8	11	11	11	12
福祉健康課	11	2	3	4	5	5	7	7	10	11	11
産業振興課	7	3	4	5	5	5	5	6	6	7	7
建設水道課	8	1	1	1	3	4	6	7	7	7	8
教育委員会	15	1	2	5	8	9	11	12	13	14	15
議会事務局	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
会計室	3	0	1	1	2	2	2	3	3	3	3
その他	3	1	1	2	2	2	3	3	3	3	3
合 計	70	12	17	25	37	39	50	58	63	67	70

※ この算出結果は、平成30年6月現在の職員配置に基づいて算出している。



2-3. 参集フローチャート



2-4. 登庁途上の被害状況報告

所属・氏名	課 係・氏名	
日 時	年 月 日 時： 分～ 時： 分	
登庁経路 及び手段	自宅（ ） → → →登庁 徒歩・自転車・バイク・その他（ ）	
調 査 項 目	被害発生場所・被害の概要	
1 人的被害の発生状況 2 家屋等建物の倒壊・損壊状況 3 出火・延焼の状況（消火活動の状況） 4 住民の動静（避難状況・自主防災組織の活動状況等） 5 道路・鉄道等交通施設の被害状況 6 ライフライン施設の被害状況（電気・ガス・水道） 7 その他		
【注 意】 ○概括的な被害状況を箇条書きすること。 ○道路の被害状況は、円滑な応急活動ができるよう車の通行可能・不能についても記すこと。 ○被害発生場所は、間違いのないよう、具体的な目標物も記すこと。		

※登庁次第、所属長に報告すること。

第3節 避難所開設・運営

3-1. 避難所 開設準備チェックシート

項目	内容	確認
開設指示の確認	災害対策本部から開設指示が出た	☐
	避難勧告等が出た	☐
避難者の安全確保	開設準備中は待機場所を指示して安全を確保	☐
	避難者の移動経路と物資輸送車両の進入経路上は駐車禁止にしたか	☐
ライフラインの確認	損壊等により危険であると判断できる場所はあるか	☐
	電気の使用	☐
	電気が使用できない場合は非常用発電機を検討	☐
	ガスの使用	☐
	無線設備の使用	☐
	電話の使用	☐
	FAXの使用	☐
	インターネットの使用	☐
	水道の使用	☐
トイレの確認	トイレは使用できるか	☐
	※使用不可の場合はその旨を表示し、代替設備を検討・手配	☐
避難スペースの確保・指定	避難所の利用範囲を確認（避難生活・運営管理・救援活動用）	☐
	部屋割り・スペース割りを指定	☐
	立ち入り禁止スペースを指定・表示	☐
共用スペースの確保	破損物、備品などを整理・片付け・清掃	☐
	授乳、おむつ交換スペース	☐
	更衣スペース	☐
	その他、要配慮者の支援に必要なスペース	☐
ペット受入場所の検討	受入場所について、一応の目安はついたか	☐
物資・資機材の準備	備蓄倉庫から物資・資機材を搬出し、適正な場所に配置したか	☐
	要望すべき物資・資機材について検討しているか	☐

項目	内容	確認
受付の設置	場所を指定（場所： ）	☐
	備品などを準備（長テーブル、イス、筆記用具、名簿）	☐
	受付付近に避難所利用範囲や各種ルールを表示	☐
エリア分けの準備	地域や地区などを参考にスペース配置を検討	☐
	村外からの避難者や観光客、在勤者等は別途検討	☐
避難所設置の表示	施設の門や玄関付近に、張り紙による表示を行ったか	☐
災害対策本部への連絡	「避難所の状況連絡票」をFAX又は電話連絡	☐

3-2. 運営に関する基本事項

◎以下はこの指定避難所の運営の前提となる事項です。

運営の前提条件	この避難所の利用を想定する地区の範囲	地区名		代表者名	
		地区名		代表者名	
		地区名		代表者名	
	収容者の見込み数	収容可能人数			
	施設が使用不能の際の次の指定避難所	①		②	
	災対本部への連絡方法				
	備蓄品				

◎以下は運営に関わるルールの協議結果をまとめたものです。

基本事項	鍵保有者	氏名		氏名		
		氏名		氏名		
		氏名				
	安全確認担当者	対応職員	氏名		氏名	
		職員不在時	氏名		氏名	
	夜間の場合の照明設置箇所					
	初動時の協力体制	避難空間の区割りの補佐				
		避難者受入れと名簿作成の補佐				
		トイレの確保の補佐				
	運営会議の開催	時間				
	食料の配給	時間				
		場所				
	物資の配給	時間				
		場所				
	情報提供	時間				
		掲示板の設置場所				
		チラシ配布場所				
	避難所に来られない在宅被災者への支援	情報の受発信				
		食料・物資の配給				
	役員の交代ルール	運営委員会				
		活動班				
	マニュアル周知方法					

3-3. 避難所の状況連絡票

記入日： 年 月 日 時		記入者：	
避難所名：		所在地：	
避難所リーダー名：			
避難者数 (概数)	総 数	総数 人 (男 人 , 女 人)	
		(再掲) 介助が必要な高齢者や障害者等 () 人 妊婦 () 人 乳児※1歳未満 () 人 幼児※1歳以上就学前 () 人	
	医療の必要な方 ※重複可	ケガをしている方 () 人	小児科医療の必要な方 () 人
		人工透析の方 () 人	産婦人科医療の必要な方 () 人
		酸素療法が必要な方 () 人	精神科医療の必要な方 () 人
		その他医療の必要な方 () 人 (内容:	
ペット	犬(匹) 猫(匹)		
生活環境	ライフライン	電 気	使用可 ・ 否
		水 道	使用可 ・ 否
		ガ ス	使用可 ・ 否
		電 話	携帯:使用可 ・ 否 固定:使用可(番号)・使用不可
生 活	ト イ レ	ヶ所 (充足 ・ 不足) 洋式便器 (有 ・ 無)	
		くみとり 水洗(使用可 ・使用不可)	
	手 洗 い	ヶ所 (充足 ・ 不足)	
	食 糧	食 糧 (充足 ・ 不足) 飲み物 (充足 ・ 不足)	
要 望	食糧・飲み物	食糧 (人分) 飲み物()人分	
	生活用品 (不足のもの に○印)	トイレ紙ペーパー 生理用ナプキン オムツ(大人用・赤ちゃん用) 毛 布 暖房器具 タオル 衣服()	
	その他		

【受理確認日時】 年 月 日 時 分 【確認者氏名】

【受理確認方法】 避難所からの直持ち ・ 支援団体経由の送致 ・ FAX ・ 電話等聞き取り
その他()

3-4. 食料・物資 配送依頼票

NO.		避難所名	
依頼者	氏名：		
依頼日時	年	月	日 時 分
避難所連絡	TEL：		FAX：

分類	品目	サイズ等	必要数	配送拠点の記載欄
食料品				
飲料				
物資				
配送担当者：			避難所受領サイン：	

3-5. 食料・物資 管理票

品目または品名		単位呼称	
保管場所			

[illegible]

3-6. 食料・物資 配送要望票

NO.		要望提出日時		年	月	日	時	分
要望者	居住組	氏名：	組名：					
	在宅被災者 など	氏名：	TEL： FAX：					

品目	摘要 (サイズ、性別など)	数量	備考

第4節 保健活動

4-1. 健康相談票

健康相談票(共通様式)		方法	対象者	担当者(自治体名)					
初回・()回		・面接 ・電話 ・その他 ()	乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他()	相談日	年 月 日				
保管先				時間					
				場所					
基本的な状況	氏名(フリガナ)		性別	生年月日					
			男・女	M・T・S・H 年 月 日					
	被災前住所		連絡先		避難場所				
	①現住所		連絡先		自宅 自宅外:車・テント・避難所 (避難所名:)				
	②新住所		連絡先		家族状況				
	情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先				独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり()				
	被災の状況				制度の利用状況				
	家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他()				・介護保険(介護度) ・身体障害者手帳(級) ・療育手帳(級) ・精神保健福祉手帳(級) ・その他()				
身体的・精神的な状況	既往歴 高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、 その他 ()	現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ()	内服薬 なし・あり(中断・継続) 内服薬名()						
			医療器材・器具 在宅酸素・人工透析 その他()	医療機関名 被災前: 被災後:					
			食事制限 なし あり 内容() 水分()	血圧測定値 最高血圧: 最低血圧:					
	現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)		具体的自覚症状(参考) ①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他						
日常生活の状況	自立	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
	一部介助								
	全介助								
	備考 必要器具など								
個別相談活動	相談内容					支援内容			
						今後の支援方針 解決 継続			

4-2. 災害時こころのチェックリスト

〈参考〉災害時こころのチェックリスト

(厚生科学特別研究事業災害時地域精神保健医療活動ガイドラインを改変)

場所		面接日時	年 月 日		
			:	~	:
対象者氏名		年齢・性別	歳 (男・女)		
		電話番号			
記入者所属		記入者氏名			
		非常に	明らかに	多少	なし
①落ち着かない・じっとできない 「何か、行動をおこさなければ」と、焦りの気持ちを持っていて、動作がせかせかしている。					
②話がまとまらない・行動がちぐはぐ 話題があちこちに飛び、用事を合目的に実行できない。					
③ぼんやりしている・反応がない 話しかけられてもなかなか返事ができず、上の空。甚だしい場合には、茫然自失。					
④怖がっている・おびえている 小さな物音を余震と間違えるなど、普段なら平気な対象を強く恐れる。					
⑤泣いている・悲しんでいる 一見落ち着いていても、ちょっとした声かけに、涙ぐむ場合もある。					
⑥不安そうである・おびえている 具体的に何かを恐れているのではなく、漠然と、現状や先行きを心配だと感じている様子。					
⑦動悸・息が苦しい・震えがある 他覚的に確認されるものでも、自覚的なものでも可。					
⑧興奮している・声大きい 威勢が良く、張り切っている。周囲の事によく気が付くが、イライラと怒りっぽくて、他者を叱責したり、指図したりする。					
⑨災害発生以降、眠れていない 疲れてはいるけれども、緊張や警戒心で寝付けない場合と、「眠らなくても平気」と感じている場合がある。					

第5節 建物調査等

5-1. 建物被災状況チェックシート 木造等

避難所名

点検実施日時 年 月 日 時 分

点検施設名

木造等
建築物

次の質問の該当するところに○をつけてください。

	質問	該当項目
室 外	1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	I. いいえ II. 傾いている感じがする III. 倒れこみそうである
	2. 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	I. いいえ II. 生じた III. ひどく生じた
	3. 建物の基礎が壊れましたか？	I. いいえ II. 壊れたところがある III. ひどく壊れた
	4. 建物が傾斜しましたか？	I. いいえ II. 傾斜したような感じがする III. 明らかに傾斜した
	5. 外壁材が落下しましたか？又は外壁材に亀裂が生じましたか？	I. いいえ II. 落下している又は大きな亀裂がある III. 落下している
	6. 屋根瓦が落下しましたか？	I. いいえ II. ずれた III. 落下した
	7. 窓ガラスが割れましたか？	I. いいえ II. 数枚割れた、たくさん割れた (IIIの回答はありません)
室内 (室内の安全が確認できない場合はチェックの必要なし)	8. 床が壊れましたか？	I. いいえ II. 少し傾いた、下がった III. 大きく傾いた、下がった
	9. 柱が折れましたか？	I. いいえ II. 割れを生じたものがある III. 完全に折れたものがある
	10. 内部の壁が壊れましたか？	I. いいえ II. 大きなひび割れや目透きが生じた III. 壁土やボードが落下した
	11. 建具やドアが壊れましたか？	I. いいえ II. 建具・ドアが動かない III. 建具・ドアが壊れた
	12. 天井、照明器具が落下しましたか？	I. いいえ II. 落下しかけている III. 落下した
	13. その他、目についた被害を記入してください。 (例：塀が倒れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど)	

5-2. 建物被災状況チェックシート コンクリート造等

避難所名

点検実施日時 年 月 日 時 分

点検施設名

コンクリート造
等建築物

コンクリートブロック造
レンガ造等にも使用できます。

次の質問の該当するところに○をつけてください。

	質問	該当項目
室 外	1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	I. いいえ II. 傾いている感じがする III. 倒れこみそうである
	2. 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	I. いいえ II. 生じた III. ひどく生じた
	3. 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周辺の地面が沈下しましたか？	I. いいえ II. 生じた III. ひどく生じた
	4. 建物が傾斜しましたか？	I. いいえ II. 傾斜したような感じがする III. 明らかに傾斜した
	5. 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	I. ない又は髪の毛程度のひび割れがある II. 比較的大きなひび割れが入っている III. 大きなひび割れが多い
	6. 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	I. いいえ II. 落下しかけている、落下している (IIIの回答はありません)
室内 (室外の安全が確認できない場合はチェックの必要なし)	7. 床が壊れましたか？	I. いいえ II. 少し傾いた、下がった III. 大きく傾いた、下がった
	8. 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	I. ない又は髪の毛程度のひび割れがある II. 比較的大きなひび割れが入っている III. 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	9. 建具やドアが壊れましたか？	I. いいえ II. 建具・ドアが動かない III. 建具・ドアが壊れた
	10. 天井、照明器具が落下しましたか？	I. いいえ II. 落下しかけている III. 落下した
	11. その他、目についた被害を記入してください。 (例：塀が倒れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど)	

5-3. 家屋被害認定調査票

住家被害認定調査票		地震 木造・プレハブ 第1次A		調査票 番 号	■判定した住家の範囲が分かるように記載	
調査日		年 月 日		3 配置 状況		
1 調査時		: ~ :				
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住 家		☐ 住家である(居住のために使用されている)				

4	応急危険 度判定	(危 険) (注 意) (調 査) (不 明)	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記			
---	-------------	--	-------------------------	--	--	--

5	外 観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ 破壊している基礎直下の地盤が 液化化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合	いずれかに 該当	☐ 判定へ (全壊)
---	--------	---	-------------	--------------------------------------

6	傾 斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	
		水平 距離 (cm)						

7	軀 体	☐ 基礎の損傷率が75%以上である (損傷長/全長×100)	損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)
---	--------	--	--------------	--------------------------------------

8	基 礎	損傷率	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%
		損傷 割合	0	1	2	4	6	7

9	壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19
		程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38
		程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56
		程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75

10	屋 根	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15

【損害割算出表】 (注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

傾 斜 無	8基礎	+9壁	+ 10屋根	= 計あ	傾 斜 有	6傾斜	+ 10屋根	= 計い
						1 5		

判 定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		☐ 半壊に至らない	☐ 半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

第6節 被災者支援

6-1. り災証明書

年 月 日 第 号

り 災 証 明 書

申 請 書 ※本人と確認できるものを提示してください。	大桑村						
	TEL() -						
	(現在の連絡先)						
	TEL() -						
フリガナ							
氏 名		印					
り 災 世 帯 の 構 成 員							
氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日
	世帯主	男・女	・ ・			男・女	・ ・
		男・女	・ ・			男・女	・ ・
		男・女	・ ・			男・女	・ ・
		男・女	・ ・			男・女	・ ・
り 災 物 件		☐ 持家 ☐ 住宅 ☐ 借家(所有者名 :) ☐ 非住宅 ☐ 貸家					

※太線の中に記入して下さい

り 災 の 原 因	年 月 日 発生した ☐ 風水害 ☐ 地震・津波 ☐ 火災 ☐ 落雷 ☐ その他()による
人 の 災 害	(1)死亡 名 (2)行方不明 名 (3)負傷 名
建 物 の 種 類	☐ 住家 ☐ 事務所 ☐ 事業所 ☐ 倉庫 ☐ 工場 ☐ その他()
り 災 程 度	☐ 全壊(焼)・流出 ☐ 半壊(焼) ☐ 床上浸水 ☐ 一部損壊・床下浸水 ☐ 落雷(火事・電化製品・家具)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大桑村長

印

■ り災証明書(裏面)

< り災証明について >

- ・この証明書は、災害救助の一環として、応急的、一時的な救済を目的に村が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- ・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。

※母屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。

- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害に差が生じる場合があります。

- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。

※表面に表れない被害(例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

- ・り災者台帳で確認ができないときは、り災程度に参考となる資料を添付をして下さい。

- ・この証明は、災害発生後おおむね、1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。

この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので、大切に保管して下さい。

6-2. 被災者台帳

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
提供を求める 台帳情報	希望する提供情報に○をつけてください。 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項 ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____		
申請者連絡先			
電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役場確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

個人番号カード		運転免許証	
身分証明書		被保険者証	
その他	確認手段：		

6-3. 仮設住宅入居世帯調査票

仮設住宅入居世帯調査票

調査年月日 年 月 日 調査者名

1 世帯の状況

仮設住宅名					仮設住宅入居日		年 月 日	
TEL		FAX				被災状況	全壊(焼) ・半壊(焼)	
緊急連絡先		氏名		続柄		住所		TEL
家族構成・被調査者に○印	氏 名	性別	続柄	生 年 月 日	職 業	健康状態(疾病、主訴)		
	A							
	B							
	C							
	D							
	E							
F								
経済状況		年金・給与・生保(福祉事務所・担当CW) 経済的に困っている・いない						
震災の影響		家族状況変化 無・有() 仕事状況変化 無・有() その他()						

2 近隣・社会との関係

交友関係	悩みを相談できる友人 有・無 仮設住宅での親しい友人 有・無
近所づきあい	全くない・あいさつする程度・会話をする程度・互いの家行き来する・用事をたのむ
来訪者	有 親族(娘・息子・兄弟姉妹・嫁)・ボランティア・ヘルパー・その他 無
自治会等役割	前住所では役員をしていた・現在はしていないが今後やりたい・何もしていない
活動参加意向	サークルやグループに参加している・今後地域活動やサークルに参加したい・参加意向なし

3 要援護者(上記世帯調査において3歳未満、病弱者、65歳以上、独居者については全て記入)

英字	心身状況	受療状況等	社会資源活用状況

相談・要望等	総合所見 調査者の判断 A 要対応 B 対応不要
--------	-----------------------------

第7節 被害想定

1 地震災害の被害想定

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震には、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成 25、26 年度の 2 か年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震等の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における基礎資料とする。

(1) 想定地震の諸元

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点での科学的知見を踏まえ、県内の主要都市で被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

種類	地震名		参考モデル	長さ L (km)	マグニチュード		備考
					Mj	Mw	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4 ケース
	糸魚川ー静岡構造線 断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局 ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベ ースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4 ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2 ケース
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部） の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2 ケース
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4 ケース
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)		8.0	8.0	1 ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)		9.0	9.0	1 ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)		9.0	9.0	1 ケース

※ 内陸型（活断層型）地震については、強震動生成域（SMGA）の位置や破壊開始点の位置の設定によって同じ活断層による地震でも発生し得る震度や被害が異なることから、1つの活断層に対して2ケース又は4ケースの想定地震を設定した。

（２）シーン別の被害の特徴

シーン別の被害の特徴は、次のとおりである。

想定するシーン

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬／深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。
夏／昼 12 時	・自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
冬／夕 18 時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

（３）地震別ケース別の想定最大震度

村における地震別ケース別の想定最大震度は以下のとおりである。

地震別ケース別の想定最大震度

想定地震		想定最大震度
長野盆地西縁断層帯の地震	ケース 1	3
	ケース 2	4
	ケース 3	3
	ケース 4	3
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 Mj8.5	5 弱
	北側 Mj8.0	4
	南側 Mj7.9	5 弱
伊那谷断層帯（主部）の地震	ケース 1	6 強
	ケース 2	6 強
	ケース 3	6 強
	ケース 4	6 強
阿寺断層帯（主部南部）の地震	ケース 1	6 弱
	ケース 2	6 弱
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	ケース 1	7
	ケース 2	6 強

想定地震		想定最大震度
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	ケース 1	5 強
	ケース 2	5 強
	ケース 3	5 強
	ケース 4	5 強
全ての主要活断層帯のケースによる地震の地表震度分布の重ね合わせ		7
想定東海地震		5 強
南海トラフ巨大地震	基本ケース	6 弱
	陸側ケース	6 弱

（４）想定地震別の被害想定

村における想定地震別の被害想定は以下のとおりである。

複数ケースある地震については被害が最大のケースを示す。

【凡例】

*：わずか －：該当なし

注）数値は集計結果を 1 の位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

建物 最大被害想定

想定地震	建物被害（棟）									
	液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース 2）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）	*	10	30	240	0	10	30	0	50	280
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース 1）	*	*	*	40	0	*	10	0	*	50
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース 1）	*	10	180	550	30	20	40	0	190	600
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース 1）	0	0	0	*	0	*	*	0	*	*
想定東海地震（最大被害）	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	*	10	0	10	－	*	*	0	*	20

死者 最大被害想定

想定地震	人的被害（人）					
	死者数					
	建物倒壊	(うち)屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	*	*	0	0	0	*
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	*	*	*	0	*	*
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	*	*	*	0	*	*
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	10	*	*	0	*	10
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	*	*	*	0	*	*
想定東海地震(最大被害)	*	*	0	0	0	*
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	*	*	*	0	0	*

負傷者 最大被害想定

想定地震	人的被害（人）					
	負傷者数					
	建物倒壊	(うち)屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	*	*	0	0	0	*
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	40	*	*	0	*	40
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	10	*	*	0	*	10
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	100	10	*	0	*	100
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	*	*	*	0	*	*
想定東海地震(最大被害)	*	*	0	0	0	*
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	*	*	*	0	*	*

重症者 最大被害想定

想定地震	人的被害（人）					
	重症者数					
	建物倒壊	(うち)屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	*	*	0	0	0	*
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	20	*	*	0	*	20
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	*	*	*	0	*	*
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	50	*	*	0	*	50
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	*	*	*	0	*	*
想定東海地震(最大被害)	*	*	0	0	0	*
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	*	*	*	0	*	*

避難者 最大被害想定

想定地震	避難者（人）											
	被災1日後			被災2日後			被災1週間後			被災1か月後		
	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	0	0	0	*	*	*	*	*	*	0	0	0
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	110	70	40	470	230	230	310	160	160	200	60	140
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	20	10	10	150	70	70	80	40	40	30	10	20
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	370	220	150	1,010	500	500	790	400	400	670	200	470
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	*	*	*	10	*	*	*	*	*	*	*	*
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	*	*	*	*	*	*	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	10	*	*	100	50	50	50	20	20	10	*	10

自力脱出困難者・要配慮者避難者 最大被害想定

想定地震	人的被害（人）	要配慮者（人）			
	自力脱出 困難者数	避難所避難者における要配慮者数			
		1 日後	2 日後	1 週間後	1 か月後
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース 3)	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震(全体)	0	0	*	*	0
伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース 3)	10	10	40	30	10
阿寺断層帯(主部南部)の地 震(ケース 1)	*	*	10	10	*
木曽山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース 1)	30	40	100	80	40
境峠・神谷断層帯(主部)の地 震(ケース 1)	0	*	*	*	*
想定東海地震(最大被害)	0	0	*	*	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース)	0	*	10	*	*

ライフライン 最大被害想定

想定地震	ライフライン（被災直後）		
	上水道	下水道	電力
	断水人口（人）	支障人数（人）	停電件数（軒）
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース 3)	0	190	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震(全体)	30	210	20
伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース 3)	3, 160	2, 320	1, 710
阿寺断層帯(主部南部)の地 震(ケース 1)	2, 230	1, 700	1, 210
木曽山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース 1)	3, 810	2, 940	2, 190
境峠・神谷断層帯(主部)の地 震(ケース 1)	380	450	220
想定東海地震(最大被害)	220	340	130
南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース)	1, 900	1, 450	1, 040

物資不足 最大被害想定

想定地震	物資不足（１日後）		
	食料	飲料水	毛布
	過不足量（食）	過不足量（リットル）	過不足量（枚）
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	830	10,640	650
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	830	10,630	650
伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース３）	590	5,170	520
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース１）	800	8,360	630
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース１）	30	1,210	200
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース１）	830	10,480	650
想定東海地震（最大被害）	830	10,590	650
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	820	9,020	640

２ その他（風水害）

６～７月の梅雨期及び台風による雨の災害が最も多い。

（１）水害

梅雨期や秋雨期には大量の降雨で小河川の氾濫、地滑り並びに崖崩れ等の災害の発生に対し厳重な警戒を要する。

（２）台風

長野県の位置と地形の持つ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらし、影響を及ぼすと考えられる台風の経路は、以下の通りである。

① 県を縦断して北上するコース

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。村内各所に風水害が予想されるので、河川の増水に警戒を要する。

② 県の西側に接近して東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風水害が発生する。特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となるため、各河川の増水に警戒を要する。

③ 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、各所に水害が予想されるため、各河川の増水、崖崩れ等に警戒を要する。

修 正 経 過	
平成 3 1 年 3 月 作成 令和 2 年 6 月 修正	事務分掌見直しによる各課業務の変更（P11.13.14. p 23～ p 37 他）